

令和6年第1回九戸村議会定例会

令和6年3月8日（金）

午前10時 開議

◎議事日程（第3号）

- 日程第1 議案第1号 九戸村個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第3号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 九戸村特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 九戸村立小中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第6号 九戸村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第7号 九戸村農村地域集会施設条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第8号 宇堂口辺地に係る総合整備計画の策定に関し議決を求めることについて
- 日程第9 議案第9号 九戸の宿ふるさとの館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第10 議案第10号 ふるさと創造館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第11 議案第11号 九戸村雑穀加工施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第12 議案第12号 パークゴルフ場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第13 議案第13号 コロポックルランドの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第14 議案第14号 オドデ館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第15 議案第15号 まちの駅「まさざね館」の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第16 議案第16号 九戸村屋内ゲートボール場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第17 議案第17号 宇堂口地区農村婦人の家の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第18 議案第18号 泥ノ木地区集落センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第19 議案第19号 妻ノ神集落センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第20 議案第20号 山根集落センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第21 議案第21号 荒谷桂藤会館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

- 日程第 22 議案第 22 号 小倉ふれあい会館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第 23 議案第 23 号 銀杏会館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第 24 議案第 24 号 荒田地区集落センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第 25 議案第 25 号 雪屋集落センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第 26 議案第 26 号 田代生活改善センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第 27 議案第 27 号 おりつめ構造改善センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第 28 議案第 28 号 丸木橋サークルセンターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第 29 議案第 29 号 山屋集落センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第 30 議案第 30 号 細屋ふれあいセンターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第 31 議案第 31 号 宇堂口地区農村公園の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第 32 議案第 32 号 荒谷地区農村公園の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第 33 議案第 33 号 南田地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第 34 議案第 34 号 戸田地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第 35 議案第 35 号 江刺家地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第 36 議案第 36 号 長興寺地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第 37 議案第 37 号 令和 5 年度九戸村一般会計補正予算(第 9 号)
- 日程第 38 議案第 38 号 令和 5 年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 39 議案第 39 号 令和 5 年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正(第 2 号)
- 日程第 40 議案第 40 号 令和 5 年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 41 議案第 41 号 令和 5 年度戸田財産区特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 42 議案第 42 号 令和 5 年度伊保内財産区特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 43 議案第 43 号 令和 5 年度江刺家財産区特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 44 議案第 44 号 令和 6 年度九戸村一般会計予算
- 日程第 45 議案第 45 号 令和 6 年度九戸村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 46 議案第 46 号 令和 6 年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 47 議案第 47 号 令和 6 年度九戸村索道事業特別会計予算
- 日程第 48 議案第 48 号 令和 6 年度戸田財産区特別会計予算
- 日程第 49 議案第 49 号 令和 6 年度伊保内財産区特別会計予算

日程第 50 議案第 50 号 令和 6 年度江刺家財産区特別会計予算

日程第 51 議案第 51 号 令和 6 年度九戸村水道事業会計予算

日程第 52 議案第 52 号 令和 6 年度九戸村下水道事業会計予算

◎出席議員（9人）

2番	久保	えみ子	君	6番	坂本	豊彦	君
3番	渡	保男	君	8番	岩渕	智幸	君
4番	川戸	茂男	君	9番	保大木	信子	君
5番	中村	國夫	君	10番	古舘	巖	君
				12番	桂川	俊明	君

◎欠席議員（2人）

1番	大崎	優一	君
11番	高崎	覺志	君

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴山	裕康	君				
副	村	長	伊藤	仁君				
教	育	長	高橋	良一君				
総	務	課	長	中奥	達也君			
会	計	管	理	者	野辺	地利之君		
兼	税	務	住	民	課	長		
保	健	福	祉	課	長	浅水	涉君	
産	業	振	興	課	長	川原	憲彦君	
地	域	整	備	課	長	関口	猛彦君	
教	育	次	長	松浦	拓志君			
地	域	整	備	課	主	幹	上村	浩之君
兼	水	道	事	業	所	長		

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事	務	局	長	柳	平	善	行
主			任	山	本	猛	輝

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（桂川俊明君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 9 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、1 番、大崎優一議員、11 番、高崎覺志議員から欠席の届けがありました。これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（桂川俊明君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎議案第 1 号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） これから、本日の議事日程に入ります。

なお、議案 52 件につきましては、3 月 4 日の本会議において説明が終わっておりますので、質疑から行います。ご了承願います。

日程第 1、議案第 1 号「九戸村個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 1 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 1 号「九戸村個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第 2、議案第 2 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第2号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑・討論・採決

○議長(桂川俊明君) 日程第3、議案第3号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第3号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑・討論・採決

○議長(桂川俊明君) 日程第4、議案第4号「九戸村特別会計条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

- 議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第4号を採決いたします。
お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。
従って、議案第4号「九戸村特別会計条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑・討論・採決

- 議長（桂川俊明君） 日程第5、議案第5号「九戸村立小中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第5号を採決いたします。
お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。
従って、議案第5号「九戸村立小中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑・討論・採決

- 議長（桂川俊明君） 日程第6、議案第6号「九戸村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決いたします。
お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第6号「九戸村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑・討論・採決

○議長(桂川俊明君) 日程第7、議案第7号「九戸村農村地域集会施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第7号「九戸村農村地域集会施設条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑・討論・採決

○議長(桂川俊明君) 日程第8、議案第8号「宇堂口辺地に係る総合整備計画の策定に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第8号「宇堂口辺地に係る総合整備計画の策定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号から議案第18号までの一括質疑

○議長(桂川俊明君) お諮りいたします。日程第9、議案第9号「九戸の宿ふるさとの館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」から、日程第18、議案第18号「泥ノ木地区集落センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」までの議案10件を一括議題とし、一括して質疑を行い、討論、採決は議案1件ごとに行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、日程第9、議案第9号から日程第18、議案第18号までの議案10件を一括議題とし、一括して質疑を行い、討論、採決は議案1件ごとに行うことに決定いたしました。

これから、議案第9号から議案第18号までの議案10件について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎議案第9号の討論・採決

○議長(桂川俊明君) これから議案第9号について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第9号「九戸の宿ふるさとの館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号の討論・採決

- 議長（桂川俊明君） 次に、議案第 10 号について、討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第 10 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 10 号「ふるさと創造館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号の討論・採決

- 議長（桂川俊明君） 次に、議案第 11 号について、討論を行います。
討論ありませんか。

（「議長、6 番」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 6 番、坂本豊彦議員

- 6 番（坂本豊彦君） ちょっとお伺いをいたしますが、公社で管理をしておりますが、この雑穀加工施設の今の状況なり、どのようになっているのかをお伺いいたします。

- 議長（桂川俊明君） 坂本議員、質疑が終わって今討論ですので、予算委員会等で聞いてください。

（「分かりました」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 11 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 11 号「九戸村雑穀加工施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号の討論・採決

- 議長（桂川俊明君） 次に、議案第 12 号について、討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第 12 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 12 号「パークゴルフ場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 13 号の討論・採決

- 議長（桂川俊明君） 次に、議案第 13 号について、討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第 13 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 13 号「コロポックルランドの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 14 号の討論・採決

- 議長（桂川俊明君） 次に、議案第 14 号について、討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第 14 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 14 号「オドデ館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 15 号の討論・採決

- 議長（桂川俊明君） 次に、議案第 15 号について、討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第 15 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 15 号「まちの駅「まさざね館」の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 16 号の討論・採決

- 議長（桂川俊明君） 次に、議案第 16 号について、討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第 16 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 16 号「九戸村屋内ゲートボール場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 17 号の討論・採決

- 議長（桂川俊明君） 次に、議案第 17 号について、討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第 17 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第17号「宇堂口地区農村婦人の家の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の討論・採決

○議長(桂川俊明君) 次に、議案第18号について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第18号「泥ノ木地区集落センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑・討論・採決

○議長(桂川俊明君) 日程第19、議案第19号「妻ノ神集落センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、岩淵智幸議員の退場を求めます。

(8番 岩淵智幸君、議場より退場する)

○議長(桂川俊明君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第19号「妻ノ神集落センターの指定管理者の指定に関し議決を求

めることについて」は、原案のとおり可決されました。

ここで、岩渕智幸議員の入場を求めます。

(8番 岩渕智幸君、議場に入場)

◎議案第20号から議案第26号までの一括質疑

- 議長（桂川俊明君） お諮りします。日程第20、議案第20号「山根集落センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」から日程第26、議案第26号「田代生活改善センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」までの議案7件を一括議題とし、一括して質疑を行い、討論、採決は議案1件ごとに行いたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

- 議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、日程第20、議案第20号から日程第26、議案第26号までの議案7件を一括議題とし、一括して質疑を行い、討論、採決は議案1件ごとに行うことに決定いたしました。

これから、議案第20号から議案第26号までの議案第7件について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

- 議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
-

◎議案第20号の討論・採決

- 議長（桂川俊明君） これから議案第20号について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

- 議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

- 議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第20号「山根集落センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の討論・採決

- 議長（桂川俊明君） これから議案第21号について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第21号「荒谷桂藤会館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の討論・採決

○議長(桂川俊明君) これから議案第22号について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第22号「小倉ふれあい会館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の討論・採決

○議長(桂川俊明君) これから議案第23号について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第23号「银杏会館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 24 号の討論・採決

- 議長（桂川俊明君） これから議案第 24 号について、討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第 24 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 24 号「荒田地区集落センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 25 号の討論・採決

- 議長（桂川俊明君） これから議案第 25 号について、討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第 25 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 25 号「雪屋集落センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 26 号の討論・採決

- 議長（桂川俊明君） これから議案第 26 号について、討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第 26 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 26 号「田代生活改善センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 27 号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第 27、議案第 27 号「おりつめ構造センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

ここで、地方自治法第 117 条の規定によって、坂本豊彦議員の退場を求めます。

（6 番 坂本豊彦君、議場より退場）

○議長（桂川俊明君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 27 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 27 号「おりつめ構造センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

ここで、坂本豊彦議員の入場を求めます。

（6 番 坂本豊彦君、議場に入場）

◎議案第 28 号から議案第 36 号までの一括質疑

○議長（桂川俊明君） お諮りいたします。日程第 28、議案第 28 号「丸木橋サークルセンターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」から日程第 36、議案第 36 号「長興寺地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」までの議案 9 件を一括議題とし、一括して質疑を行い、討論、採決は議案 1 件ごとに行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、日程第 28、議案第 28 号から日程第 36、議案第 36 号までの議案 9 件を一括議題とし、一括して質疑を行い、討論、採決は議案 1 件ごとに行うことに決

定いたしました。

これから、議案第 28 号から議案第 36 号までの議案 9 件について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎議案第 28 号の討論・採決

○議長（桂川俊明君） これから議案第 28 号について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 28 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 28 号「丸木橋サークルセンターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 29 号の討論・採決

○議長（桂川俊明君） これから議案第 29 号について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 29 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 29 号「山屋集落センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 30 号の討論・採決

○議長（桂川俊明君） これから議案第 30 号について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第30号「細屋ふれあいセンターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の討論・採決

○議長(桂川俊明君) これから議案第31号について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第31号「宇堂口地区農村公園の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の討論・採決

○議長(桂川俊明君) これから議案第32号について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第32号「荒谷地区農村公園の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 33 号の討論・採決

- 議長（桂川俊明君） これから議案第 33 号について、討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第 33 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 33 号「南田地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定
に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 34 号の討論・採決

- 議長（桂川俊明君） これから議案第 34 号について、討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第 34 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 34 号「戸田地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定
に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 35 号の討論・採決

- 議長（桂川俊明君） これから議案第 35 号について、討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第 35 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 35 号「江刺家地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 36 号の討論・採決

- 議長（桂川俊明君） これから議案第 36 号について、討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第 36 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 36 号「長興寺地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 37 号の質疑・討論・採決

- 議長（桂川俊明君） 日程第 37、議案第 37 号「令和 5 年度九戸村一般会計補正予算(第 9 号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第 37 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 37 号「令和 5 年度九戸村一般会計補正予算(第 9 号)」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 38 号の質疑・討論・採決

- 議長（桂川俊明君） 日程第 38、議案第 38 号「令和 5 年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第38号「令和5年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の質疑・討論・採決

○議長(桂川俊明君) 日程第39、議案第39号「令和5年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第39号「令和5年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の質疑・討論・採決

○議長(桂川俊明君) 日程第40、議案第40号「令和5年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 40 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 40 号「令和 5 年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 41 号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第 41、議案第 41 号「令和 5 年度戸田財産区特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 41 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 41 号「令和 5 年度戸田財産区特別会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 42 号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第 42、議案第 42 号「令和 5 年度伊保内財産区特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第42号「令和5年度伊保内財産区特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の質疑・討論・採決

○議長(桂川俊明君) 日程第43、議案第43号「令和5年度江刺家財産区特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第43号「令和5年度江刺家財産区特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

◎予算特別委員会の設置及び付託

○議長(桂川俊明君) 次に、日程第44、議案第44号「令和6年度九戸村一般会計予算」から日程第52、議案第52号「令和6年度九戸村下水道事業会計予算」までの議案9件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。ただ今、議題となっております議案9件については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第 44 号「令和 6 年度九戸村一般会計予算」から議案第 52 号「令和 6 年度九戸村下水道事業会計予算」までの議案 9 件については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただ今、設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第 6 条第 4 項の規定によって、議長を除く議員全員を指名したいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、予算特別委員会の委員は、議長を除く議員全員を選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただ今、予算特別委員会に付託した議案 9 件の審査については、会議規則第 46 条第 1 項の規定により、3 月 14 日までに終了するよう期限を付けることにしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、予算特別委員会に付託しました議案 9 件の審査については、3 月 14 日までに終了するよう、期限を付けることに決定いたしました。

委員会条例第 7 条第 1 項および第 2 項の規定による正・副委員長互選のため、同条例第 8 条第 1 項の規定により、本日散会后に、常任委員会室に予算特別委員会を招集いたします。

なお、委員長互選に関する職務は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、年長の委員が行うことになっております。

この際、年長の委員は、古舘巖委員であることをご紹介申し上げます。

お諮りいたします。3 月 11 日から 14 日までの 4 日間は、予算特別委員会審査のため、休会にしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、3 月 11 日から 14 日までの 4 日間は、休会とすることに決定いたしました。なお、本日以後の予算特別委員会の招集は、委員長から通知されます。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長(桂川俊明君) 次の会議は、3 月 15 日金曜日、午後 2 時から議案審議を行

います。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会（午前 10 時 53 分）